② 特に、予定価格の適切な設定、ダンピング対策の強化、施工時期等の平準化、発注体制が十分でない市町村等の発注者に対する支援、生産現場における多能工の活用など、建設労働者への適正な賃金支払い、労働時間の短縮等の労働条件の改善に資する公共工事の発注を推進するための方策や、公正な受注環境の確保について、各発注者が相互に緊密な連携を図りながら進める必要がある。あわせて、民間事業者がこうした取組を進める必要がある。

③ 他方、情報技術を活用して技能労働者の資格や工事経験等を蓄積し、技能評価等に活用できる仕組みの開発に向けた取組について、官民による検討がなされており、このような雇用改善につなげていく取組にも注視していくことが重要である。

5 円滑な労働力需給の調整等による建設労働者の雇用の安定等

① 建設業務有料職業紹介事業及び建設業務労働者就業機会確保事業については、制度の趣旨に沿った適正かつ効果的な事業運営を確保する。

特に、建設業務労働者就業機会確保事業については、当該事業が建設労働者の雇用の安定のための労働力需給調整機能を持つことを踏まえ、一時的に労働力の余剰が生じる建設事業主のみが送出可能であって、送出就業に従事させることを目的として労働者を雇用することや、建設業務労働者就業機会確保事業を主たる業務内容とする部署を設けること等趣旨に反する事業運営を行うことはできないことについて、指導等を行う。

なお、建設事業以外の事業を主に行っている建設事業主については、建設事業以外の事業において建設業務労働者を活用する等によりその雇用の安定を図ることが適当であり、建設業務労働者就業機会確保事業は実施しないことが適当である。

また、国外にわたる職業紹介や海外への送出については、特にニーズが把握されていないことや、中間搾取等の弊害を防止するため、特に厳格な指導監督を行う必要があることから、実施しないことが適当である。

② 中間搾取の防止等を図るため、建設雇用改善法第12条第１項に定める実施計画の認定並びに建設業務有料職業紹介事業及び建設業務労働者就業機会確保事業の許可に際しては、申請内容の確認及び審査を厳格に行う。

なお、実施計画の認定に当たっては、労働政策審議会の意見を踏まえて行う。

③ 実施計画を作成し、その実施に責任を有する事業主団体の役割が重要であることから、事業主団体において、

ア 構成事業主、労働者、受入事業主の元請等関係者に対する制度の趣旨、内容等についての周知・啓発並びに送出事業主及び受入事業主に対する適正な事業運営に関する指導監督及び相談援助を行うこと

イ 労働者の雇用の安定を重視して、適正な職業紹介を行うほか、送出事業主及び受入事業主の組合せを検討すること

ウ 送出労働者について、送出事業主に対し、労働保険及び社会保険に適正に加入するよう促すこと

エ 求人者及び求職者並びに送出事業主、受入事業主、送出労働者等からの苦情について、適切な処理を図ること

等の措置が講じられるよう、事業主団体に対して指導を行う。

④ 建設業務有料職業紹介事業及び建設業務労働者就業機会確保事業の実施状況を把握し、適切に指導監督を行うとともに、送出労働者等からの申告に適切に対応する。

また、建設事業主、事業主団体、労働者等に対して、制度の趣旨、送出事業主及び受入事業主に課される使用責任の内容、送出労働者等からの申告制度等について周知・啓発を図る。

6 外国人労働者への対応

外国人建設技術者や外国に特有の建築又は土木に係る技能を持つ外国人労働者等の専門的・技術的分野の外国人労働者の受入れについては、我が国の経済社会の活性化や一層の国際化を図る観点から、より積極的に推進することとするが、いわゆる単純労働者の受入れについては、国内の労働市場にかかわる問題を始めとして我が国の経済社会や国民生活に多大な影響を及ぼすこと等から、国民のコンセンサスを踏まえつつ、十分慎重に対応することが不可欠である。

① 以上の基本方針の下、外国人労働者の就労環境の整備を図るため、公共職業安定機関の外国人求職者等に関する職業紹介、職業相談機能・体制の一層の整備・充実に務め、雇用管理の改善を図るための事業主への指導、援助等の一層の充実を図るとともに、労働基準関係法令等に基づき外国人労働者の労働条件及び安全衛生の確保を図る。

また、不法就労等の防止のため、関係行政機関との連携・協力の下、事業主への啓発・指導等的確な措置を講ずる。

② 他方、復興事業の更なる加速を図りつつ、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の関連施設整備等による一時的な建設需要の増大に対応するため、緊急かつ時限的措置として、処遇改善や現場の効率化等により国内での人材確保に最大限努めることを基本とした上で、即戦力となり得る外国人材（技能実習修了者）の活用を図る外国人建設就労者受入事業を実施する（平成32年度で終了）。

○厚生労働省告示第百四十一号

中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第四十三条第一項、第四十六条第二項及び第五十五条第二項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する特定業種を次のように定め、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

中小企業退職金共済法第四十三条第一項、第四十六条第二項及び第五十五条第二項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する特定業種

中小企業退職金共済法第四十三条第一項、第四十六条第二項及び第五十五条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する特定業種は、建設業とする。

○厚生労働省告示第百四十二号

独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律（平成二十七年法律第十七号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示を次のように定め、平成二十八年四月一日から適用する。ただし、第二の規定は、平成二十八年四月分の勤労者世帯の動向に関する調査から適用する。

平成二十八年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示

第一　労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規程（昭和四十八年労働省告示第三十七号）を次のように改正する。

第二条の表中「独立行政法人労働安全衛生総合研究所」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に、「産業安全研究所及び」を「産業安全研究所、」に改め、「平成十八年法律第二十五号」の下に「。第四条において「平成十八年整備法」という。」を、「第二条の独立行政法人産業安全研究所」の下に「及び独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律（平成二十七年法律第十七号。第四条において「平成二十七年整備法」という。）附則第十四条の規定による廃止前の独立行政法人労働安全衛生総合研究所法（平成十一年法律第百八号）第二条の規定による廃止前の独立行政法人労働安全衛生総合研究所」を加える。

第二　人労働総合研究所法第二条の独立行政法人労働安全衛生総合研究所」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に、「産業安全研究所、平成十八年整備法」に改め、「第二条の厚生労働省関係法律の整備に関する法律」を「産業医学総合研究所、人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律」に、「産業医学総合研究所及び独立行政法人労働安全衛生総合研究所」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改め、「第二条の規定による廃止前の独立行政法人労働安全衛生総合研究所」を加える。

第三　動態調査票の様式（昭和四十八年厚生省告示第二百九十二号）を次のように改正する。

動態調査の調査票の様式を次のように改める。